



事業用資金には！

マル経融資

赤穂商工会議所の小規模向け 経営改善資金

無担保・無保証人・低利

マル経融資は商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

■ **融資限度額／2,000万円**

※1,500万円超のお申込の場合、事業計画書の作成が必要

■ **金利 / 1.11%**

(平成29年4月13日現在)

■ 返済期間／運転資金7年以内 (据置期間1年以上)
設備資金10年以内 (据置期間2年以内)

■ 担保・保証人／不要



① 商工会議所へ申し込み → ② 商工会議所が推薦 → ③ **日本政策金融公庫が審査、融資**

ご利用いただける方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下 ※宿泊業、娯楽業(映画館等)は20人以下)の法人・個人事業主の方
- 商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上(会計整備の状況に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります。)受けている方
- 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市町村民税(均等割を含む。)について、納期限の到来している該当義務納税額(延納又は納税猶予に係る税額を除く。)を完納している方
- 市内(原則)で最近1年以上事業を行っている方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

※連続欠損、借入金過多及び返済遅延等の場合、ご利用頂けない場合があります



赤穂商工会議所 中小企業相談所

〒678-0239 赤穂市加里屋 68-9

お気軽にご相談ください

☎ **0791-43-2727**

(FAX) 0791-45-2101